

令和3年三重県議会定例会

# 教育警察常任委員会

## 付託議案審査

- 1 議案第152号  
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案 ..... 1頁

## 所管事項調査

- 1 犯罪情勢 ..... 3頁  
2 サイバー犯罪対策及び各種犯罪対策 ..... 4頁  
3 通信指令システム更新整備事業 ..... 5頁  
4 交通安全対策 ..... 6頁  
5 官民一体となったテロ対策 ..... 8頁  
6 コンプライアンスの徹底に向けた取組 ..... 9頁

令和3年12月20日

警察本部

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

令和三年十一月二十二日

三重県知事 一見勝之

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する  
条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県  
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改  
する。

	改 正 後	改 正 前
（押売行為等の禁止）	（押売行為等の禁止）	（押売行為等の禁止）
第四条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、又は物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下この条において「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。	第四条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、又は物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下この条において「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。	第四条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、又は物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下この条において「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。
一 売買等の申込みをことわられたにもかかわらず、不安をいだかせるような方法を用いて、しつようにより求める、又は物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。	一 売買等の申込みをことわられたにもかかわらず、不安をいだかせるような方法を用いて、しつようにより求める、又は物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。	一 売買等の申込みをことわられたにもかかわらず、不安をいだかせるような方法を用いて、しつようにより求める、又は物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。
二・三 （略）	二・三 （略）	二・三 （略）
（つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止）	（つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止）	（つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止）
第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。	第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。	第九条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。
一・八 （略）	一・八 （略）	一・八 （略）
2 （略）	2 （略）	2 （略）

この条例は、公布の日から施行する。

附則

【第152号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案】

提案理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正等に鑑み、つきあい等の嫌がらせ行為の禁止の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 犯罪情勢（令和3年10月末・暫定値）

### 1 刑法犯

刑法犯の認知件数は、引き続き、減少傾向を維持している。

重要犯罪の認知件数は、強制性交等、強制わいせつの増加が顕著である。

重要窃盗犯の認知件数は、侵入窃盗が減少する一方、自動車盜が増加している。

	認 知 件 数		檢 举 件 数		檢 举 人 員		檢 举 率	
	(件)	前年同期比	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比	(%)	前年同期比
刑 法 犯	6,174	-1,013	2,865	-29	1,493	+75	46.4	+6.1P
重 要 犯 罪	83	+26	66	+12	53	+1	79.5	-15.2P
強 制 性 交 等	22	+10	19	+7	16	+4	86.4	-13.6P
強 制 わいせつ	37	+13	24	+5	20	+4	64.9	-14.3P
重 要 窃 盗 犯	621	-282	647	+130	80	+13	104.2	+46.9P
自 動 車 盜	65	+15	13	-37	5	-3	20.0	-80.0P

### 2 特殊詐欺

特殊詐欺の被害総数は、認知件数、被害額ともに減少している。

還付金詐欺の被害は、認知件数、被害額ともに増加している。

	認 知 件 数		被 害 額		檢 举 件 数		檢 举 人 員	
	(件)	前年同期比	約(万円)	前年同期比	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総 数	93	-22	13,130	-27,960	27	-59	15	-7
還 付 金 詐 欺	34	+33	2,880	+2,780	0	±0	0	±0
キャッシュカード詐欺盗	20	-9	2,810	-1,750	16	3	3	-2

### 3 暴力団犯罪

刑法犯の検挙は、窃盗の割合が最も高い。

特別法犯の検挙は、薬物事犯の割合が最も高い。

	檢 举 件 数		檢 举 人 員	
	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総 数	198	-49	85	-8
刑 法 犯	158	-57	58	-12
特 別 法 犯	40	+8	27	+4

### 4 薬物事犯

覚醒剤事犯の検挙は、20歳代から50歳代の割合が高い。

大麻事犯の検挙は、20歳代から30歳代の割合が高い。

	檢 举 件 数		檢 举 人 員	
	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総 数	144	+4	79	-11
覚 醒 劑 事 犯	98	-5	60	-4
大 麻 事 犯	36	+2	15	-9
そ の 他	10	+7	4	+2

### 5 来日外国人犯罪

刑法犯の検挙は、窃盗の割合が最も高い。

特別法犯の検挙は、出入国管理及び難民認定法違反、薬物事犯の割合が高い。

	檢 举 件 数		檢 举 人 員	
	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総 数	197	-16	123	+6
刑 法 犯	104	-27	71	+8
特 別 法 犯	93	+11	52	-2

## サイバー犯罪対策及び各種犯罪対策

### 【サイバー犯罪対策】

#### 1 関係機関との連携

- (1) 民間企業や学術機関等との連携  
専門家から技術的助言や情報提供
- (2) プロバイダや金融機関等との共同対処協定の締結  
サイバー犯罪に関する情報共有や被害防止対策を推進

#### 2 広報啓発活動

- (1) 各種研修会等における講話  
県内企業、教育関係機関、行政機関等
- (2) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動  
交番・駐在所広報紙、SNS、ラジオ等

### 【特殊詐欺対策】

#### 1 現状

- (1) 被害者に占める高齢者の割合が83.9%
- (2) 急増する還付金詐欺では、高齢者の割合が100%
- (3) 高齢者被害に占める犯人との接点のうち、固定電話機が91%

※ 高齢者とは、65歳以上の者を示す

#### <県内クラブチーム公式SNSを活用した広報>



#### 【被害者に占める高齢者の割合】

	R1	R2	R3.10	前年同期比
認知件数	92	122	93	-22
還付金詐欺	5	1	34	+33
うち高齢者被害件数	64	94	78	-12
高齢者被害額(約万円)	10,980	28,850	11,120	-16,690
高齢者率	69.6%	77.0%	83.9%	+5.6P

	R1	R2	R3.10	前年同期比
認知件数全体に	63	83	72	-10
占める割合	68.5%	68.0%	77.4%	+6.1P
高齢者被害件数に	59	82	71	-10
占める割合	92.2%	87.2%	91.0%	+1.0P

#### 2 対策

##### (1) 金融機関対策

- ア ATMコーナーへの携帯電話の通話自粛を求める啓発チラシの掲示
- イ 対象者への声掛けの依頼
- ウ ATMの一部利用制限の基準見直しの働き掛け

##### (2) 固定電話機対策

- 巡回連絡を通じた、高齢者に対する犯人からの電話を直接受けないための直接的かつ個別的な注意喚起の実施

### 【盜難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例】

#### 1 届出状況(令和3年10月末)

- (1) 届出事業者数 113業者
- (2) 届出件数 150件 (うち 特定自動車解体業 77件、中古自動車輸出業 73件)

#### 2 取組状況

##### (1) 届出に係る行政指導等の実施

- 未届けの対象事業者に対し、改めて条例の広報を実施するとともに、その業務内容を確認し、条例の対象となる事業者には、速やかな届出を指導

##### (2) 関係機関と連携した合同立入りの実施

- 三重県廃棄物対策局、警察本部及び警察署による合同立入りを実施

##### (3) 今後の取組

- ア 対象事業者に対する継続した立入調査等を通じた助言・指導
- イ 条例違反を認めた場合には、県と連携し、是正のための必要な措置を実施

# 通信指令システム更新整備事業

## 1 通信指令システムの概要

### (1) 通信指令システムとは

迅速かつ的確に対応する必要のある110番通報（年間約10万件）を適切に受理し、警察官やパトカーを現場へ急行させ、事件や事故への対応を支援するシステムです。

### (2) 主な機能

- 通報者の現在地や発生場所を地図上に表示
- 警察官やパトカーの位置情報を把握
- 指令室、警察署、パトカーの間で110番事案情報、画像等を共有
- 緊急配備発令時に事件情報を警察署やパトカーと共有するとともに、緊急配備箇所や逃走シミュレーションを地図上に表示

## 2 更新の必要性

- 平成29年3月に整備した機器のリース契約期間満了(令和5年2月末)
- 通年24時間連続稼働による機器の経年劣化に伴うシステム障害の増加

## 3 更新整備の考え方

現行機能を維持した上で一部機能を拡充し、事件、事故や災害への対処能力の高度化を図ります。

## 4 拡充する機能

- 国費整備のスマートフォン型無線システムとの連携
- 後方撮影用車載カメラの搭載
- 庁内LANとの連携

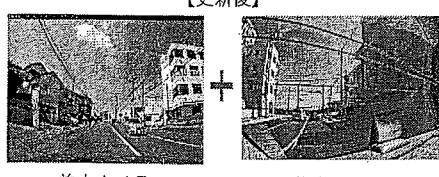
### 後方撮影用カメラの搭載

#### 【現行】



前方カメラ

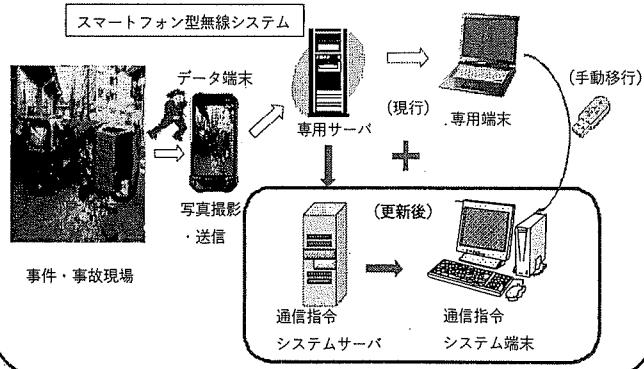
【更新後】



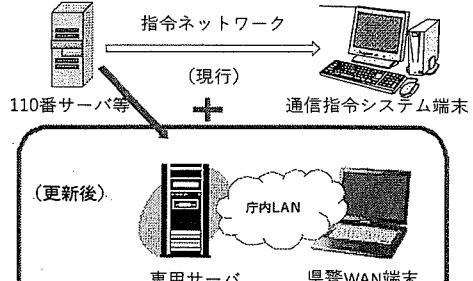
前方カメラ

後方カメラ

### スマートフォン型無線システムとの連携



### 庁内LANとの連携



## 交通安全対策

### 【令和3年中の交通事故情勢（10月末現在）】

○当県における本年10月末現在の交通事故情勢は、交通事故死者数は48人と前年同期と比べ17人の減少となり、また、人身事故件数も2,214件と前年同期と比べ210件の減少となっています。

区分	令和3年10月末	令和2年10月末	増減	増減率
人身事故件数	2,214件	2,424件	-210	-8.7%
死亡事故件数	45件	63件	-18	-28.6%
死傷者数	2,771人	3,146人	-375	-11.9%
死 者 数	48人	65人	-17	-26.2%
負傷者数	2,723人	3,081人	-358	-11.6%

○当県における本年10月末現在の死亡事故（45件48人）の内訳を見ると、①人対車両の事故が約4割を占める、②歩行中の死者が約3割を占める、③高齢者の死者が6割を超えるという傾向が認められます。

区分	令和3年10月末	前年同期比	備考
類型別 (計45件中)	人対車両	16件	-5件
	車両相互	14件	-7件
	車両単独	15件	-6件
	その他（列車）	0件	±0件
当事者別 (計48人中)	自動車乗車中	15人	-8人 うち高齢者11人
	二輪車乗車中	8人	-7人 うち高齢者6人
	自転車乗用中	9人	+4人 うち高齢者4人
	歩行中	16人	-6人 うち高齢者11人
	道路横断中	8人	-6人 うち高齢者7人
	その他	8人	±0人 うち高齢者4人
年齢層別 (計48人中)	19歳以下	1人	-1人
	20歳～64歳	15人	-17人
	65歳以上	32人	+1人
	65～69歳	1人	-6人
	70～74歳	10人	+6人
	75歳以上	21人	+1人

## 【通学路における交通安全の確保対策】

○令和3年6月、千葉県八街市における下校中の小学生が死傷した痛ましい交通事故の発生を受け、教育委員会及び学校が主体となり、県警察及び道路管理者と連携し、県内の小学校(343校)における通学路の危険箇所(1,758か所)に対して合同点検を実施しました。



【合同点検実施状況】

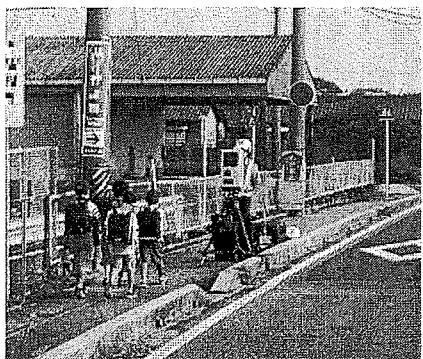
○合同点検実施結果（令和3年10月末現在）

危険箇所	対策必要箇所	警察が対策を行う箇所		
		箇所数	対策実施済数	進捗率
1,758か所	1,537か所	448か所	239か所	53.3%

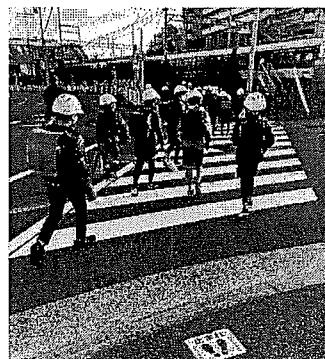
○合同点検の結果、県警察が対策を行う箇所は448か所あり、対策メニューとしては、ゾーン30の整備、信号機の新設・LED化・歩行者用灯器増灯、横断歩道の塗り替え、一時停止規制の新設などがあります。

○令和3年10月末現在、横断歩道を始めとする道路標示の塗り替え等239か所の対策が完了しており、残りの対策についても迅速に対応します。

○通学路において保護活動を兼ねた街頭活動、登下校時間帯における横断歩行者妨害や速度違反、飲酒運転の根絶に向けた重点的な交通指導取締りを強化しています。



【通学路における速度違反取締り】



【横断歩道の塗り替え】



【歩行者用灯器の増灯・LED化】

## 官民一体となったテロ対策

### 【テロ対策パートナーシップ】

平成27年10月、伊勢志摩サミットの開催決定を受け、官公庁、ライフライン、公共交通機関、大規模集客施設等で構成する「テロ対策パートナーシップ」を発足させ、官民一体となったテロ対策を推進

### 【取組状況】

#### ○合同訓練

鉄道事業者との不審者等対応訓練、大規模集客施設における爆発物処理・避難誘導訓練、サイバーテロ共同対処訓練等



鉄道事業者との  
不審者等対応訓練



大規模集客施設における  
爆発物処理・避難誘導訓練

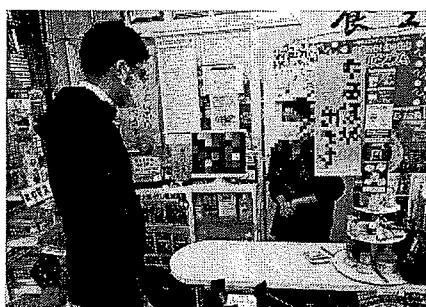
#### ○みテますキープ制度



みテますキープ制度  
モデル事業所引継式



#### ○爆発物原料対策



ロールプレイング型訓練



販売事業者への個別訪問

## コンプライアンスの徹底に向けた取組

警察職員には、適正な職務執行のため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされています。このため、警察学校や警察署等の職場における教育訓練の充実強化を図るとともに、業務の能率的な運営及び規律の保持に資するために、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施しています。

### 1 警察学校における教育訓練

警察学校では採用時における職務倫理や基本実務の教育訓練を実施しているほか、専門業務分野への登用や昇任時の各段階において、職務倫理の再教育や適正な職務を執行するための教育訓練を実施しています。

※今年度10月末までに、警察大学校、中部管区警察学校、三重県警察学校等に516人が入校し教育訓練を受けた。今後、年度末までに約400人が入校を予定している。



【警察学校における教育訓練】

### 2 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力や職務に応じた個人指導、研修会のほか実践的な訓練を通じて職責の自覚を養い、警察職員に求められる高い倫理観の醸成を図っています。

### 3 厳正な監察等による諸対策の推進

警察庁による警察本部と警察署を対象に行う監察のほか、県警の監察部門においても、各所属における職務倫理と服務に関する取組や規律の保持状況を確認し、必要な指導を行い改善を図るとともに実際に発生した非違事案の原因や背景等を踏まえた対策を推進しています。また、全国警察において情報共有している懲戒処分事案の情報を活用した、所属幹部による職務倫理や服務に関する指導を行っています。

※令和3年度11月5日時点の処分状況は、懲戒処分4人（前年同期比+4人）、監督上の措置3人（前年同期比+3人）と増加している。

### 4 非違事案発生を踏まえたコンプライアンス推進に向けた取組

- (1) 厳正な規律の確保と非違事案防止対策の徹底について本部長通達の発出
- (2) 警察署に対する巡回指導
- (3) 若手職員・上級幹部等対象別の研修会の実施
- (4) 全職員の装備品点検や保管管理について指示  
(部内資料の発出)
- (5) ハラスメント防止対策の徹底について警務部長通達の発出
- (6) 部外有識者を講師に招いて研修会を実施



【部外有識者による研修会】